NCRC Network
子どもの権利条約 NEWS LETTER
No. 73
2004年4月20日
発行：
子どもの権利条約ネットワーク

子ども関連TOPICS ①

国連・子どもの権利委員会による日本の第2回政府報告書審査に対する総括所見の意味と実践的課題

李　亮喜（Ph.D、成均館大学校人間科学部長／国連・子どもの権利委員会委員）

2003年1月28日、国連・子どもの権利委員会が、日本の第2回政府報告書審査を行い、1月30日には、日本に対する27項目の勧告を盛りこんだ「総括所見」が採択されました。

3月7日、8日に開かれた「子どもの権利研究フォーラム2004」（子どもの権利条約総合研究所・子どもの人権研究会共催）では、国連・子どもの権利委員会の委員で日本の報告書の「国別報告者」も務めた李亮喜さん（韓国・成均館大学教授）が招かれ、日本の第2回政府報告書審査の概要、総括所見の重要性と実践課題について、李さんのお話をうかがい、意見交換をする機会がありました。

李さんのお話を一部抜粋して御報告します。なお紙面の都合上、総括所見の全文は、http://homepage2.nifty.com/childrights/reports/crc/crc_co_jap2.htm 第2回政府報告書の全文は、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/0111/index.htmlをご参照ください。

総括所見の重要性と意味

総括所見は、締約国との対話の過程で検討されたことをすべてまとめたものではありません。第942会合の議事要録は国連のウェブサイトから入手できます。新エンゼルプラン、教育改革、教育の目的（教育基本法第10条や条約第13条の違反である『心のノート』が導入されたこと、学校のすべての活動に国歌斉唱・国旗掲揚が導入されたことも含む）、不登校や引きこもり、他の現行法の見直し、家庭の機能の強化、子どものための予算配分、野心的な青少年育成施策大綱、国会に法案が再提出される予定の人権委員会など、非常に重要な政策についてもかなり議論されました。委員会としては、日本で暮らしているすべての子どもの権利をどのように進め、支えればよいかについて、日本が理解を深めていただいたことを希望しています。

第2回定期報告書の重要性は、委員会が日本の第1回報告書について行なった懸念表明と勧告が充分にフォローアップされなかったというところにあります。第2回定期報告書に対する総括所見には、第1回総括所見ですでに勧告されていた分野が数多く含まれています。

日本の第2回定期報告書の重要性について簡単にまとめておきたいと思います。まず、日本は解釈宣言と留保をまだ撤回していません。さらに、女性差別撤廃委員会、社会権規約委員会、人種差別撤廃委員会といった他の国連委員会が行なってきた勧告の一部も、日本は無視してきました。これらの条約は子どもたちの生活に直接の影響を及ぼすものです。少年司法や教育改革といった一部の分野では、日本はいっそう厳しい立場さえとるようになってきました。最後に、子どもに対する伝統的なとらえ方は社会の態度だけではなく政府の政策や法律にも見出すことができます。子どもたちはいまだに客体としてとらえられており、権利を保有した個人とは見なされていません。自分たちに影響を与えるすべての事柄について、意思決定過程に参加する機会も与えられていません。子どもたちには自分自身の意見を持つ力はなく、したがって社会が子どもたちのために決定しなければならないと考えら

NEWSLETTER No.73 CONTENTS

子ども関連TOPICS
① 国連・子どもの権利委員会による日本の第2回政府報告書審査に対する総括所見の意味と実践的課題 ／1
② 松山市子ども育成条例制定 ／2
③ 児童福祉法、児童虐待防止法の改正と子どもの権利 ／4
④ 東京都小金井市における「子どもの権利条例」への動きと今後の展望 ／4
子ども参加実践
・平成15年度第6回かわさき子ども集会開催！ ／3
イベント報告
・児童の権利に関する条約批准10周年シンポジウム、開かれる ／6
子どもの権利条約A to Z ／6
フォーラムだより ／7
お知らせ ／8

れているのです。

ここで2つの点を申し上げておくことが必要でしょう。ひとつは、日本は世界最大のODA拠出国だということです。2点目は、日本は別のところに住んでいる人たちのためには非常に多くのお金を使っているのに、日本で暮らしている子どもたちのために資金を配分することについては非常に厳しい態度をとっているということです。それどころか、子どもたちを対象としたサービスやプログラムのための資金の一部は削減さえされてきました。さらに、18歳未満の子どもを対象として配分されている資金について、データが存在していません。

ここで総括所見の意味をまとめておきたいと思います。総括所見は条約の原則のうち次の2つを強調しています。子どもの最善の利益の原則と子どもの意見の尊重の原則です。ほとんどの社会で、子どもたちは未来の指導者ととらえられています。しかし、いわゆる「未来の指導者」は現在ではないがしろにされがちなものです。言い換えれば、子どもたちは現在において差別されているのです。このことは、マイノリティ・グループの子ども、障害のある子ども、女子などにかぎらず、18歳未満のすべての子どもに当てはまります。

長きに渡る一連の勧告全体を通じて、委員会は「権利基盤型」アプローチに言及しています。真の権利基盤型アプローチが可能になるのは、子どもたちが権利の保有者としてとらえられたときです。このような概念にしたがうためには、子どもたちが自分たちに関わる事柄に参加できるよう奨励されなければいけませんし、その意見が尊重されなければいけません。政策の立案および実施（学校、地方および国のレベルを含む）に子どもたちの意見が含まれるようになれば、子どもたちの意見が本当に尊重されており、子どもの最善の利益が支持・促進されていると胸を張れるようになります。

総括所見の実施のための提案

総括所見の実施について若干の提案を行ないたいと思います。まず、総括所見は審査の議事要録とともに幅広く、かつ積極的に普及されるべきです。単にウェブサイトに載せておくだけでは充分ではありません。これらの文書は、さまざまな言葉および形式に、そして子どもに優しい形で翻訳される必要があります。これらの文書の積極的普及はどうすれば可能でしょうか。今回のフォーラムのような活動はよい出発点です。

第2に、子どもに対する一般的態度を変える努力が行なわれなければいけません。これは時間のかかるプロセスであり、忍耐と献身が必要です。政策や法律を変えることも必要ですが、それだけでは態度が変わるとはかぎりません。私は、子どもの権利について人々を教育することで、もう少し容易に態度を変えることができると考えています。これは貧しい人々や発展途上国にだけ当てはまる考え方ではありません。もっと発展した国々でも同じように重要なのです。また、これは西洋諸国だけではなく東洋の国々にも当てはまる考え方です。子どもに権利を与えたら親孝行や年長者への敬いといった私たちの価値が直接脅かされるという誤解は、正されなければいけません。子どもの最善の利益と子どもの意見の尊重という2つの原則を強調する必要があります。この2つの原則は、長幼の序や年長者への敬いという昔からの伝統を支えるものでもあるからです。

第3に、子どもの生活に関わっているすべての人々（教職員、ソーシャルワーカー、保健に従事する専門家、弁護士、裁判官、警察、親、議員など）と子どもたちが、子どもの権利条約について教育される必要があります。

第4に、子どもたちの問題について研究するときに、また子どもたちのための新しい政策、プログラムおよびサービスを策定するときに、分野横断的なアプローチがとられなければいけません。また、予防のためのプログラムやサービスも発展させ、実施していくべきです。

第5に、調整のとれた監視システムが設置されなければいけません。これは、総括所見の実施を監視するためだけではなく、すべての変化がどのような影響を及ぼすかを監視するためにも必要です。これに加えて、子どもたちのためのプログラムやサービスにどのぐらい資金が配分されているかを監視することも重要です。

最後に、日本に暮らすすべての子どもの権利を促進・支持しようとしていくさいに、子どもたち、親、子どもとともにおよび子どものために働いている専門家、市民社会、政府との間で強力なパートナーシップを構築する必要があります。子どもの搾取、児童虐待、性的搾取、人身取引の分野でも多方面の協力が追求されなければいけません。

あらためて、今夜このような機会にお招きくださったことにお礼を申し上げたいと思います。同じような伝統、価値観、実践および歴史を共有する隣の国からやってきた者として、子どもたちの生活を促進・保護するための努力に私たち全員が参加しなければならないと、私は強く信じるものです。

ありがとうございました。（以上）

子ども関連TOPICS ②

松山市子ども育成条例制定 —愛媛県松山市—

染川 まどか（ハートコール・えひめ〔チャイルドライン〕会長）

松山市子ども育成条例は、2003年9月に市民検討案が市民検討会議から提出され、松山市議会に上程されました。9月、12月と松山では戦後初めての継続審議となりながらも、2004年3月議会では条例の是非は問われず、強引に修正案

で採決されました。この市民検討会議は一般公募もなく、5回の会議と1回のシンポジウムを経ただけのものです。とても民意が反映されているとは言えず、議論を尽くしたとも言えません。

そして、2004年1月に開催された、条例を推進し後押しする松山市教育委員会主催のシンポジウムでは、講師の高崎経済大学八木秀次助教授が、「今、子どもの問題行動、非行は目を覆うばかりでこれらの責任は、大人とりわけ親にある。子どもは意思決定も善悪の判断も出来ないのだから、大人が厳しく倫理観や社会の決まりごとを教え込む必要がある。子どもを蝕む『子どもの権利』などは到底受け入れられるものではなく、子どもがわがまま勝手になるばかりである。教育の本質とは、強制力を伴うもので、押さえつけてでも教え込むことである。」と述べました。これで、日本が1994年批准した『子どもの権利条約』を公然と否定する人物を招く松山市教育委員会が、子どものことなど全く考えていないことが明白となりました。

この条例は、子育てという個人の思想・良心の自由に行政が踏み込み、行政が考える健全な子どもにはめ込もうとすることは、明らかに憲法19条に違反していること、さらに、教育基本法改正を提起した2003年3月中央教育審議会答申と酷似しており、改正の先取りであると指摘されていること、そして、今後このような条例が他自治体に広がる事が危惧されています。

私たちは憲法・教育基本法のもと、人が人として大切にされ、自由に意見を述べ尊重され、自分らしく生きていけることを求めているのであって、決して「戦争が出来る国づくり」を求めてはいません。自衛隊のイラク派兵が行われている今こそ、今後松山子ども育成条例制定により出てくる施策に対して監視が必要と考えています。

子ども参加実践

平成15年度 第6回 かわさき子ども集会 開催！

植　田　　希（かわさき子ども集会実行委員長）

＜準備期間のこと＞

平成10年に「かわさき子ども集会」がスタートし、今回で6回目の開催となりました。

子ども集会は子どもが意見を発表したり、子ども同士の話を聞く場で、今回は135人の子どもが集まりました。

テーマは「The New Stage～考えよう色んな事～」で、約30人の子ども実行委員たちが試行錯誤しながらも集会を作り上げました。

今年は準備期間が長かった事もあり、より多くのことを子どもの手でやる事ができました。例えば、膨大な量の資料を印刷したり、それらを折ったり。また初の試みとして岐阜県多治見市とのビデオレター交換やカンペを用意したり、フリートークの時に記録をその場でスクリーンに映し出したりしました。まだまだ改善の余地はありますが、好評をいただくことができ、嬉しく思っています。

＜当日のこと＞

3月21日、溝の口にある男女共同参画センターのホールで子ども集会は開かれました。参加団体は20団体、子どもは135人出席しました。内容は各区の子ども会議や、中学校、他　様々な子どもの団体による舞台・展示発表、当日来た人たちとのフリートークを1時間、そして3月26日に提出された市長さんへの提言書（案）の説明が行われました。

参加団体の発表はパソコンやビデオを使っての発表が多く、内容も充実したモノで、少しは子どもの考えていることが大人に伝わったのではないでしょうか。

フリートークでは、その日に決めた「学校」というテーマの基、いじめのこと、先生のこと、校則のことなどを話していきました。どういうイジメがあるのか、どうやったらいじめは無くなるのか、授業中にタバコを吸う先生がいる、子どもの権利について知らない先生がいるなど、たくさんの意見がでました。それは26日に渡した市長さんへの提言書にも反映されています。

市長さんへの提言は子ども15名によって提言書の提出と、市長とのセッションの時間を1時間ほどのいただき貴重な体験をさせてもらいました。

＜まとめ＞

子ども集会を運営してきて、私達は色々な事を考え、学びました。

人の意見に耳を傾けること、物事を進める難しさ、周りを見、皆を信頼し、頼るということ。

今回　私達が学んだ何かしらのことは、子どもたちにも、大人たちにも、ずっと覚えていて欲しいと思います。

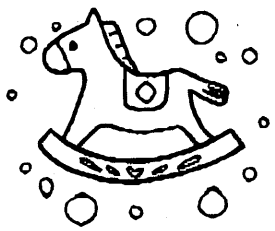

子ども関連TOPICS ③

児童福祉法、児童虐待防止法の改正と子どもの権利

平湯真人（弁護士）

各地での親による子ども虐待が報道されるなか、児童虐待防止法改正が4月7日に国会で成立し、児童福祉法改正法もこの国会中に成立の見込みです。初めにふたつの法律の関係を説明します。戦後間もなく制定された児童福祉法には、戦災などで親に養育されなくなった子ども（要保護児童）の施設入所などを規定していましたが、家庭内の親による虐待を想定した規定は少なく、そのための児童福祉法改正の必要性が指摘されていましたが、当初は政府（厚生省）が法律改正に消極的だったため、国会議員のイニシアティヴで虐待を中心にした児童虐待防止法が4年前に成立しました。この時から虐待についてはふたつの法律に跨って規定されることになってしまったのです。そして昨年から国会議員有志と厚労省が各々改正の準備を進めて法案を国会に提出し、防止法が一足先に改正されたのです。ここではふたつの法律（防止法と福祉法案と表現します）において子どもの権利がそのように前進したか、を中心に見てみましょう。

防止法の目的を定めた第1条に「児童の人権の侵害である」と明記されました。4年前には与党の反対で実現しなかったのですから、大きな前進です。子どもの人権を明記した法律としては子ども買春ポルノ処罰法に次ぐものです。

防止法では虐待の定義の拡張（DV被害なども追加）や通告要件の緩和、子どもの安全確保等についても改正していますが、ここでは虐待被害の子どもへのサポートに関する改正を見てみます。

まず防止法の第1条と第4条（国や自治体の責務）に子どもの自立支援の重要性が明記されました。

虐待やネグレクトの被害を受けた子どもが、心の傷を癒しながら社会の中で生きていけるよう自立していくには、長期間にわたる社会の援助が不可欠であることはいうまでもないことですが、実際にはさまざまな場面で援助不足が痛感されていました。施設に保護された場合でも恩恵的福祉観から来る人的物的条件の劣悪さや、これに起因する管理主義や体罰、また学力不足などがありましたが、さらに地域の学校の無理解による不登校などもありました。施設を出た後の就職先や住居も不安定でした。

これに対して福祉法案では41条改正等で、施設を出た子どもへの自立支援を施設の役割としたり、自立援助ホームの役割を評価しました。また防止法では13条の2が新設され、虐待を受けた子どもの学校教育の改善や居住、進学、就職の支援の必要性を強調しました。今後は、これらが具体的な施策として生かされるような市民の取り組みが求められてきます。

また子どもの「親によって養育される権利」を実質化するためには、親や家族に対する支援も大切です。防止法4条には「保護者に対する指導支援」が明記されました。最近の悲惨な虐待報道に接していると、親に対する憤りが先行してしまいがちですが、虐待が日々の暮らしの子育ての中から発生するものであることを、見失ってはならないでしょう。その意味で育児支援だけでなく、虐待をしてしまった親への支援も必要です。

ふたつの法律の改正内容については、まだ多くの不足や問題点があります。福祉に必要なマンパワーの充実については、どちらにも盛り込めませんでした。また福祉法案では、子どもの福祉の役割のかなりの部分を都道府県から市町村に移行しようとしていますが、それに必要な市町村のマンパワーの確保がともなっていないので、子どもが福祉を受ける権利の地域格差が、今以上に大きくなる危険が目に見えています。

このほか防止法では、付則で、子どもの安全確保の法制度と親権のあり方について、3年以内に検討されることになりました。

子ども関連TOPICS ④

東京都小金井市における「子どもの権利条例」への動きと今後の展望

～「権利より義務」を唱える市長・策定委員～

たかぎ 章成（法政大学大学院生／政治学専攻／小金井市在住）

現在、東京都小金井市では、「（仮称）子どもの権利条例（案）」の制定作業が策定委員会で進められています。ところが、後に述べますように、この委員会の動きが、当初の方向から外れつつあるように思われてなりません。そこで、子ど

もの権利条例の策定に至までの市民、市議会、行政部局の動きを整理し、権利条例制定に向けての展望を考えてみたいと思います。

●「子どもの権利条例」の制定を求める動き

小金井市議会において、「子どもの権利条例」について議題になったのは、1994年3月まで溯ります。当時高校生だった筆者を請願代表者にして、1147名の署名を添えた、「子どもの権利に関する条約に関する意見書を国に提出することを求める請願書」です。この請願書は、条約の早期承認と関係する法律の整備、条約の名称を「児童」から「子ども」に変えてほしい、とする内容で、同年6月に全会一致で採択されました。

具体的な小金井市の政策として、「子どもの権利条例」の理念が盛り込まれたのは、「のびゆくこどもプラン　小金井」（小金井版エンゼルプラン）の策定によってでした。このプランは、エンゼルプラン策定で市町村に求められた子育て支援と健全育成という枠を越えて、基本方針の機軸に子どもの権利を据え、計画づくりでは子ども自身の声を反映させながら作り上げられました。その結果、2001年3月に提出されたプランの中に、2005年度までに「子どもの権利条例」の制定を検討することが盛り込まれました。

また、同月には、市議会議員選挙が行われ、条例制定を公約する政党・候補者がありました。

●「子どもの権利条例」策定への市議会の動き

「のびゆくこどもプラン　小金井」と市議会議員選挙の結果を受け、筆者は「子どもの権利条例」を市民参画で検する機関を求める陳情書を提出しました。この陳情書は、子ども自身を含めた検討機関の設置とそのための予算を要求するもので、同年9月に全会一致で採択されました。条例制定をストレートに求めるのではなく、検討機関を作って欲しい、としたのは、「条例ありき」ではなく、ゼロから子ども自身を含めた議論をしたい、という意図です。

ところが、陳情が採択されたにも関わらず、2002年度予算には検討機関の設置経費は盛り込まれず、事実上、先送りになりました。また、市議会に対する陳情の処理結果の報告も「平成１４年度に、市民参加による（仮称）「のびゆくこどもプラン　小金井」推進委員会の設置に向けて、検討しております。」とする2行足らずの回答でした。これに対して、市議会厚生文教委員会の質疑で漢人明子市議（市民自治こがねい）が厳しく批判し、福祉保健部次長は「おわび」をした上で、引き続き検討する、としました。

筆者は、これ以上の先送りをさせないため、2002年9月に同じ内容の再陳情を行いました。この再陳情は前回同様、すんなり全会一致となると考えていたのですが、高木真人市議（当時民主党、のちに除籍決議後離党）が子どもの権利について批判的な見解を述べ、審議が遅れ、同年12月に賛成22、反対1（高木市議のみ）で可決されました。

その結果、2003年度予算に策定委員会の経費が盛り込まれ、同年9月に公募市民３名を含む10名の策定委員会が発足しました。

●策定委員会の動きと市民の運動―「権利より義務」論をどうするか？

「小金井市子どもの権利条例策定委員会」は、発足以降、ほぼ1ヵ月に1度のペースで開催され、来年8月の答申を目指しています。現在は、市民アンケートの作成を終え、有識者による勉強会を夏に向け3回開催する予定です。

策定委員会は公開で行われているのですが、ある市民の方が傍聴しようとして会議室の扉を開けたところ、会場を間違えたと思い、扉を閉めてしまわれたそうです。策定委員に高齢の方が多く、別の会議ではないかと疑ったためでした。

笑い話のような話なのですが、実際に策定委員会を傍聴してみると、子どもの権利について話し合いをする場であるにも関わらず、話し合いをしているのは40代以上のおとなばかりです。委員構成は、子ども関係団体3名、学校関係2名（市立小中学校校長）、学識経験者2名、市民公募枠3名の計10名となっています。市民公募枠も、全員が現職教員か教職経験者で占められています。公募枠には、20代の市民も応募したのですが、採用されませんでした。

このような委員構成は、先の陳情の趣旨に反していると言わざるを得ないのですが、話し合いの内容もどうしても「権利より義務」という議論に陥りがちで、学識委員が食い止めて軌道修正をしているのが現状です。

また、「子どもの権利が尊重される社会環境の整備」のために条例策定を諮問したはずの稲葉孝彦市長（自民系）まで、最近の市議会での発言では、義務論に力点を置くように態度を変化させつつあります。（これは先の高木市議らを与党に引きつける政治的意図もあるのだろうか？）

以上のような動きに危機感を覚えた筆者を含む市民有志が集まり、今年3月に「つくろう！子どもの権利条例の会」を立ち上げ、神奈川県教員の名取弘文氏を講師に招いて学習会を行いました。今後は、策定委員への要望などを行う準備をしております。

条例の制定準備は、ようやく端緒についたのですが、暗雲が次々と立ち込めてきています。今後の小金井の動向を注視し、ご支援賜りますよう期待いたします。

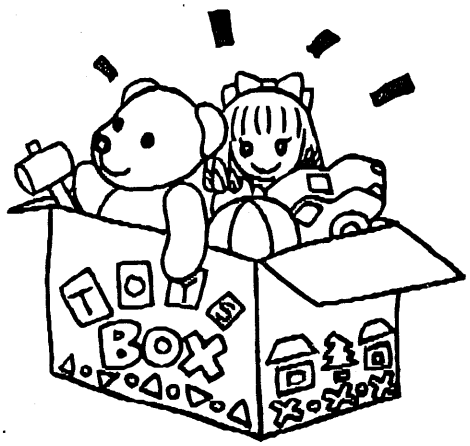

児童の権利に関する条約批准10周年記念シンポジウム、開かれる

主催：外務省・国連児童基金（ユニセフ）
2004年3月29日（月）10:00—16:30　於：国連大学（東京）

子どもの権利条約の批准10周年を記念して、①子どもの権利条約の意義及び目的　②家族における子どもの権利　③学校における子どもの権利　④社会における子どもの権利以上４つの柱で、パネルディスカッションが行われた。

十分な議論の時間がなく、４つの柱を総括することもできなかったので、話を深めることは難しかったが、第2回政府報告書に対する総括所見で強調されている「権利基盤型アプローチ」を国内で具体化していく必要性、特に、虐待やいじめ、少年事件などへの早急な対応の必要性等については、改めて強く意識させられるシンポジウムだった。（内田）

連載　子どもの権利条約批准10年目企画

子どもの権利条約ＡtoＺ

子どもの権利条約の批准から10年。あらためて子どもの権利条約を読んでみませんか？ このコーナーでは毎回条文をいくつか取り上げ、子どもに読んでもらうことを念頭においてわかりやすく解説していきます。もちろん、おとなの方もどうぞ！

第5回

安部芳絵（子どもの参加ファシリテーター）

【第7条】名前・国籍を得る権利、親を知り養育される権利

あなたが生まれたとき、お母さんやお父さんが「出生届」を役所にだしたと思う。これによって、あなたの名前や、親、生まれたところなどを国が認めたことになるんだ。このことを「出生登録」というんだけど、実は世界で生まれた子どもの4割が出生登録されていない。出生登録されないとどうなるかもうちょっと考えてみよう。

出生登録されないと、いつどこで誰が、誰の子として生まれたのかわからないよね。そうすると、親がどうやって子どもを育てたらいいかの情報を得たり、赤ちゃんが予防接種をうけたりすることができなくなるかもしれない。どこにいくつの子どもがいるかがわからなければ、学校に行く年令になってもそのお知らせをすることができない。国が「どこそこに何才の子どもがいる」というのを知らなければ、その子がいなくなっても誰もへんだなぁって思わないよね。そうすると誘拐されたり、売られたり、捨てられたりする危険性が高くなってしまうんだ。

そんなことがないように、第7条では生まれた子どもがすぐに出生登録される権利について定めている。そのときに、子どもは名前をもつことができる。親がつけることが多いけど、親がいない場合は国がつけなきゃいけない。当たり前だけど自分の名前って自分でつけられないよね。だから、名前をつける人は、子どもがその名前でいじめられたりしないように気をつけてほしいし、子どもがおとなになったときにあんまり変な名前のときは、自分の名前を変更できるような制度も必要じゃないかな。

生まれて、そして今を生きていると、いったい自分は何者なのか、ってみんな気になってきたりしない？ この話しは次回詳しくするけど、自分を知る手がかりのひとつは親が誰かってことだと思うんだ。だから、子どもはなるべく親を知ることができるし、その親に育てられる権利を持っている。

何者なのかと言えば、国籍も重要だね。それに国籍がないとその国はみんなの権利を守ってくれないかもしれない。けれど、今の日本では外国人のお母さんと日本人のお父さんの間に生まれて、親が結婚してない場合は、出産前にお父さんが「この子は私の子どもです」って認めないと、生まれたときに国籍がもらえないんだ。また、仕事をするために日本に来て許可された期間を越えて滞在している外国人の場合、子どもが生まれたことを届け出たら日本にいられないかもしれない。そのことを心配して子どもの出生届がだせない場合もあって、国籍のない子どもが実は日本にもいる。子どもに国籍がない場合、国はそんな状況をなんとかしなくちゃいけないんだ。

【第8条】アイデンティティの保全

自分っていったい何なんだろう？これが自分だ！ってものはなかなか言いにくいんだけど、自分を形作っているひとつひとつの要素ってあるじゃない。例えば九州生まれで今は神奈川県に住んでいて、日本語をしゃべり、宗教はとくに信じていなくって、背が高くて顔は丸い、納豆が食べれなくって、絵が好きで趣味は皿洗い、みたいな（これは私のことだけど）。このような「自分をつくる要素、自分らしさ」をアイデンティティって呼ぶ。

国は、わたしたちが国籍や名前、それから親やきょうだい親戚など家族関係を含むアイデンティティを大切にすることができるようにしなくちゃいけない。もしも法律をやぶって子どものアイデンティティがひきはがされようとしたら、国はとにかく早く動かなきゃ行けませんよ、というのが8条で定められているよ。例えば難民の子どもが親とはぐれてしまっている場合は、一刻も早くその子の家族を探さなきゃいけない。それから、アイヌ民族や琉球民族の人達が、彼らの歴史や文化、先住民としてのアイデンティティを素敵だなと思えるような工夫も国は考えなきゃいけない。

また、日本人の子どもが海外で生まれると、その国と日本の二つの国籍をもつことができるんだけど、そのためには生

まれてから3ヶ月以内に届け出をださなきゃいけない。この3ヶ月って言うのは実は短いんだ。実際にどういう問題が起きているかというと、フィリピン人のお母さんと日本人のお父さんの間に生まれた子どもたちが手続きできずに日本国籍をもらえない、というのがある。子どもは生まれる国を選べないんだから、期間を延長したり、日本国籍を望んだ場合はとれるようにする必要があるね。

7条とも関係するけれど、養子の場合、実の親の情報も知ることができる。自分のルーツってどんなものなんだろう？というのは知りたいときにできるだけ情報があった方がいいよね。どんな親から生まれ、どのようないきさつで養子になったのかなどを本人が望めばわかるように、そして望まない場合は自分以外の誰かがみたりできないように工夫する必要がある。日本国内だけではなくて国際養子縁組といわれる、子どもが海外へ渡る場合も同じ。

人工授精って聞いたことあるかな？いろんな理由で精子を提供してもらったり、代理母に子どもを産んでもらったりすることがあるけれど、その場合はどうだろう？ 人工授精の場合に親やその子どものルーツを知らせることについて、世界でもまだ話し合いが続けられている。ぜひ、みんなの意見も聞かせて欲しいな。

最後に、「拉致」という言葉は最近とても耳にするようになったね。拉致された子どもが家族の元に戻るために、国はすばやく動かなければいけないってことも大事。（了）

フォーラムだより

子どもの権利条約フォーラム IN いばらき

準備委員会の立ち上げに、子ども参加（トークチャンプル）のイベントで実施したのは初めての試み

笠 井 広 子（子どもの権利条約フォーラム2004 in いばらき準備実行委員会メンバー）

準備委員会というのだろうか。私たちが動き出したのがまず「実行委員会にどうしたら子どもの参画ができるんだろう」だった。情報はなぜか、どうしてだか私たち「おとな」がもっている。どうしたら、当たり前に、ごく当たり前に子どもたちに「子どもの権利条約フォーラム」ってあってね、その実行委員をこれから呼びかけるんだよ！って情報を流せばいいんだろうか。そこが問題だった。子どもの参画をどうしたら出来るんだろうか。聞くっきゃない。実際実行委員会に関わった子どもたちに聴くしかないよね。去年の暮れ、関東圏に住んでいて、今までの「子どもの権利条約フォーラム」実行委員会に参加した子どもたちに会いまくった。

「あなたは、どうして実行委員会に参加したの？」「あなたは、実行委員会の情報をどこから聞いたの」「で、参加してどうだった」「また、参加してくれる？しようと思う？」それで聞きまくった子どもたちの声は・・・

・情報を出すこと自体はおとなの発信でもいいと思う。僕たちはそれをちゃんと選択する。だけどその情報の中に、なんかわかんないけど僕たちが、言葉にできない思いとか、ちからを「キモチをカタチ」に出来る場なんだ。って誘ってくれればそれがいい。

・本当に願うのは、子どもを消耗しないことと、言葉だけには終わらせないでってことなんだ。そして、フォーラムに参加しに来る子どもたちやおとなたちと共感、同感じゃないよ。共感できて、そのなかで人でも、行動でも、経験でも、新しい世界や、価値観に出逢えるってことをみたいし、したいよね。

・おとなが本音を出せればいいと思う。本音で子どもと関わってほしいな。なんか、子どもがお客さんは意味ないね。

・おとなが誘うのは仕方がない。情報はおとなのほうが確かに抱えているから。だけど、おとなに誘われて、「そんなの行くかよ！」っていう子どもたちが来て欲しい。それには、同世代の呼びかけはやっぱ大きいと思うよ。

という子どもたちとの話し合いの中から、準備委員会立ち上げのプレフォーラムに子ども参加が自然にあったわけ。これから、どうなるか？規模は？どんな方々に呼びかけるの？とか様々な質問を受ける。が、「そんなことは判らない」方向性がないと不安を感じられるかも知れないが、始まって以来の少人数参加かも知れないし、分科会も年々増えているがそれもやってみなけりゃ判らない。判っているのは、おとなたちが、本音で本当に子ども観の共通理解をもって、日々の実行委員会の中でも、子どもの権利条約が実現できているか、日常の生活の中で、子どもたちと確認を取りながら「キモチをカタチ」にしていくことだけ。

子どもの権利条約フォーラムを開催し終わるのでなく、そこで開催し関わるこども、おとなが、子どもの権利条約をちゃんとちゃんと実現できているか、あらためて振り返る機会にもしたいよね。1994年に条約を批准して10年、大きな事だけでなく、それぞれが自分の中で検証したいよね、「私は、日々の中で子どもの権利条約をどこまで実現してきたか」ってね。5月9日第一回実行委員会が行われる。できれば毎回、子どもの権利条約をしっかり研修してから、実行委員会を始めたい。

子どもの権利条約ネットワークイベント

忘れてませんか？子どもの権利条約

◇どう思う？◇　◆知ってる？◆　◇覚えてる？◇
忘れてませんか？　子どもの権利条約

○：今年で批准10年目だって(^0^)
●：ナニが？

○：子どもの権利条約だよ☆
●：マジデ？　知らなかった！(>_<)
ちょっと考えてみよ♪

というわけで、子どもの権利条約ネットワークが毎年5月の総会の日に行っている、18歳以下の子どもの企画によるイベントの今年の主題は、ズバッと「子どもの権利条約」そのものです！！

イベント案内→　http://www6.ocn.ne.jp/~ncrc/eve_2004_may.htm
昨年の模様→　http://www6.ocn.ne.jp/~ncrc/eve_2003_may.htm

■日　時■
2004年5月5日(水) 午後1時半～午後5時（受付開始　午後1時）

■会　場■
独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター
センター棟501号室（小田急線「参宮橋駅」徒歩7分、千代田線「代々木公園駅」徒歩10分）
http://www.nyc.go.jp/outline/b5.html

■参加費（資料・会場費）■
【一般】　おとな　1000円　　子ども　500円
【会員】　おとな　800円　　学生・子ども　無料
＊受付時に入会されれば、会員料金でOKです

■主催・お申し込み・お問い合わせ■
子どもの権利条約ネットワーク（CRCネット）
〒106-0032　東京都港区六本木4-7-14みなとNPOハウス4F
TEL&FAX：03-3746-0744
（事務所開所日：火・金12：00～17：00）
E-Mail：ncrc@abeam.ocn.ne.jp
URL：http://www6.ocn.ne.jp/~ncrc/
※留守の時は留守電・FAX・メールをご利用ください。

総合的研究誌「子どもの権利研究」
子どもの権利総合研究所編（日本評論社・販売協力）定価 2000円

創刊号　特集　子どもの権利の総合的保障と学際研究　2002年7月刊行
第2号　特集　自治体子ども施策と子どもの権利　2003年1月刊行
第3号　特集　現代日本の子ども法制と子どもの権利の展望　2003年7月刊行
第4号　特集　子どもに優しいまちづくり—地方分権時代の子ども施策　2004年2月刊行

■ユニセフ：子どもが市民になるとき——「子どもに優しい都市」イニシアチブ
■韓国：富川市の子どもの権利条例づくり
■日本：連携・協働によるまちづくり　シンポジウム（埼玉県　市川市　小杉町）
居場所と参加（鶴ヶ島市　杉並区　滋賀県）行動計画・組織（川崎市　西東京市　福岡市）
広報・普及と教育・学習（大阪府 川崎市 多治見市）オンブズパーソン（神奈川県 川西市 埼玉県）
児童虐待防止ネットワーク（摂津市 沼津市 三鷹市）子ども条例づくり（高知県 相模原市 多治見市）
子ども条例づくり（高知県　相模原市　多治見市）
■論説　○子どもの権利を捉え直すこと
■自由研究　○憲法制定過程と子ども　○国際人権法における民営化論と子ども

定期購読募集中！年間４０００円（送料込み・年２回発行・B5版100頁）
郵便振込み申込で直接申し込まれるか、下記事務局へお問い合わせ下さい。
郵便振替00150ー3ー164280　口座名称　子どもの権利条約総合研究所

研究所事務所：〒152-0034　東京都目黒区緑が丘2-6-1　喜多明人宛
研究所分室（水曜日10：00-16：00）TEL・FAX 03-5286-3595　E-Mail：crc21@lycos.jp

「子どもの権利条約」No.73
2004年4月20日発行

★発　行（隔月刊）
子どもの権利条約ネットワーク
Network for the Convention on the Rights of the Child
〒106-0032　東京都港区六本木4-7-14
みなとNPOハウス 4F
TEL&FAX　03-3746-0744
（事務所受付時間／火・金12:00～17:00）
ホームページ
http://www6.ocn.ne.jp/~ncrc/
Eメール　ncrc@abeam.ocn.ne.jp
★発行人　喜多明人
★編集人　内田塔子
★年会費　5000円　学生3000円
18歳未満1000円
定期購読4000円
＊郵便振替　00180-2-750150
★印　刷　㈱第一プリント